新潟県報道資料

新潟県

令和８年 11 月 19 日
環 境 局 環 境 対 策 課

見附市今町地内における砒素による土壌汚染について

見附市今町地内において、見附市が実施した土壌調査の結果、砒素が土壌溶出量基準値を超えて検出された旨、本日、長岡地域振興局（環境センター）に、報告がありました。調査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

なお、見附市が周辺地下水の汚染状況を調査し、地下水環境基準値内であることを確認しています。

１　概要

(1) 調 査 地 点：見附市今町地内
(2) 試料採取日：令和８年８月６日
(3) 検 出 状 況：
○　土壌溶出量

有害物質の種類	調査結果	基準値
砒素及びその化合物	0.012 mg/L	0.01 mg/L 以下

２　県の対応

地下水への影響が考えられる範囲（250m）に、水道水源、飲用井戸、営業用井戸及び農業用井戸がないことを確認しました。

(参考)
○ 砒素
１　健康への影響
皮膚炎、末梢神経障害、腎障害を及ぼすといわれている。また、発がん性のある物質といわれている。
２　用途
トランジスタ、半導体、ガラス、顔料、木材の防腐剤等に使用。

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課　〔担当〕遠藤
（直通）025-280-5157（内線）2716